

研究活動における不正行為等への対応に関する規則

平成27年4月1日

規則第26号

改正 平成28年2月19日規則第34号

平成28年11月2日規則第74号

平成29年11月21日規則第95号

平成30年3月29日規則第102号

目次

第1章 総則(第1条～第3条)

第2章 告発の受付等(第4条～第7条)

第3章 研究機関等における調査(第8条・第9条)

第4章 機構における調査(第10条～第17条)

第5章 調査中の一時的措置(第18条)

第6章 不正行為等と認定された場合の措置(第19条～第25条)

第7章 告発者等の保護、職員の責務その他(第26条～第28条)

第8章 雜則(第29条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)が国費を原資として第3条第6号で定義する研究機関等に対し配分する第3条第5号で定義する競争的資金等を使用した研究活動において、第3条第7号で定義する研究者等が行った第3条第4号で定義する不正行為等に対する機構及び研究機関等における対応並びに不正行為等を行った研究者等及び当該研究者等による研究活動が行われた研究機関等に対する措置の内容等について定め、もって研究活動を行う研究者等による不正行為等の防止並びに研究機関等における責任体制による研究活動の公正の確保及び競争的資金等の適正な運営管理に資することを目的とする。

(対象者の除外)

第2条 この規則は、機構の雇用者が機構の業務として機構内において研究活動に直接従事した場合の不正行為等については、対象としないものとする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、別にこの規則で定義される場

合を除き、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 不正行為 研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等(以下「論文等」という。)の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。
- ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によつて得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- ウ 盗用 他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- (2) 不正使用 研究者等による、故意又は重大な過失による、競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用(研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の契約等及び機構の応募要件に違反した競争的資金等の使用を含むがこれらに限られない。)をいう。
- (3) 不正受給 研究者等が、偽りその他不正の手段により機構から競争的資金等を受給することをいう。
- (4) 不正行為等 不正行為、不正受給及び不正使用をいう。
- (5) 競争的資金等 研究機関等に対し委託契約、共同研究契約、協定等の契約、補助金交付又はその他一切の法形式により配分する資金(いわゆる競争的資金(機構が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金をいう。)及び公募型非競争的資金を含むがこれらに限られない。)のうち、機構が所掌するものをいう。
- (6) 研究機関等 大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人(機構を除く。)、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、高等学校、中等教育学校その他研究活動の実施機関をいう。
- (7) 研究者等 競争的資金等による研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をいう。

第2章 告発の受付等

(告発窓口)

第4条 機構において不正行為等に係る機構内外からの告発(以下「告発」という。)、告発に関する相談及びその他の諸連絡を受け付ける窓口(以下「告発窓口」という。)は、研究公正・法務部とする。

2 告発窓口以外の役職員等が告発又は告発に関する相談を受けたときは、速やかに研究公正・法務部に連絡しなければならない。

(告発の受付)

第5条 告発は、告発窓口において書面、電話、FAX、電子メール又は面談により受け付けるものとする。

2 告発窓口は、告発があったときは、次の各号に掲げる事項を把握するものとし、このうち第1号及び第2号に掲げる事項の全部又は一部が把握できない告発は受理しない。この場合において、これらに掲げる事項が把握でき、受理の要件を満たした告発を「顕名による告発」とし、同事項が把握できず受理の要件を満たさなかった告発を「匿名による告発」という。

- (1) 告発を行おうとする者(以下「告発者」という。)の氏名、所属機関名及び連絡先
- (2) 不正行為等を行ったとする研究者等(以下「被告発者」という。)、被告発者の所属するグループ名、不正行為等の態様、不正行為等と考える科学的・合理的理由
- (3) 機構以外の研究機関等に対する告発の有無、告発者が秘匿したい事項、不正行為等が行われた機関の事業の名称

3 告発窓口は、次の各号のいずれかにより不正行為等が発覚したとき、又はその疑いが指摘されたときは、顕名による告発に準じた取扱いをすることができる。

- (1) 国の行政機関、研究機関等に対して競争的資金を配分する機関(機構を除く。以下「配分機関」という。)及び研究機関等による調査
- (2) 機構による調査(監事による監事監査及び監査室による内部監査を含む。)
- (3) 会計監査法人による監査
- (4) 会計検査院による実地検査
- (5) 税務調査その他前各号に準ずる調査として機構が認めたもの

4 告発窓口は、報道又は学会等の研究者コミュニティにより不正行為等の疑いが指摘された場合には、顕名による告発が指摘された場合に準じた取扱いをすることができる。告発窓口がインターネットにより不正行為等の疑いを指摘された場合には、不正行為等を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正行為等とする合理的理由が示されている場合に限り、顕名による告発に準じた取扱いをすることができる。

- 5 告発窓口は、告発の意思を明示しない告発に関する相談を受けた場合には、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認するものとする。
- 6 第2項の規定にかかわらず、告発窓口は、匿名による告発であっても、その内容に応じて、顕名に準じた取扱いをすることができる。
- 7 不正行為等が行われようとしている、又は不正行為等を求められているという告発又は告発に関する相談については、告発窓口はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行い、又は当該告発に係る研究機関に告発又は告発に関する相談を回付することができる。
- 8 告発を受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発があったときは、告発窓口は、受理の有無を告発者に伝達するものとする。
- 9 告発窓口は、告発、第3項、第4項及び第6項の規定に基づく告発に準じた扱い又は第5項及び第7項の規定に基づく対応(以下これらを併せて「告発等」という。)により不正行為等を認識したときは、理事長に対し、告発等について遅滞なく報告を行うものとし、以後の処理状況についても、必要に応じて適宜報告を行う。
- 10 告発等の対象となる研究者等及び告発等の対象となる研究者等以外の者であって第3章又は第4章の規定による調査により判明した不正行為等を行った疑いのある研究者等(以下これらを併せて「被告発等対象研究者等」という。)及び研究機関等についても、この規則に従い、調査・措置等の手続を行う。

(告発等の移送)

第6条 機構は、告発が競争的資金等に関するものでないときは、調査の実施主体として適切と思われる配分機関等を告発者に紹介し、又は告発者の了解を得て配分機関等に当該事案を移送するよう努めるものとする。

(調査を行う機関及び本調査・予備調査)

第7条 機構が告発等により不正行為等を認識し、当該不正行為等に関する研究活動が競争的資金等によるものである場合、機構は研究機関等に対して、本調査を行うか否かを判断するための予備調査又は本調査を命じる。ただし、次項第2号ただし書及び同第3号に定める場合を除く。

2 前項の規定に基づく調査を行う主体は、次のとおりとする。

- (1) 不正行為又は不正受給に関する告発等は、被告発等対象研究者等が研究活動を実施した研究機関等が調査を行うことを原則とする。この場合において、研究機関等が行う調査には予備調査以前に行われる確認行為も含む。

- (2) 不正使用に関する告発等は、被告発等対象研究者等の競争的資金等を使用した研究機関等が調査を行うことを原則とする。ただし、機構が直接執行した競争的資金等に係る不正使用に関する告発等は、機構が調査を行う。この場合において、不正使用が明らかな場合には、予備調査を省略できるものとする。
- (3) 前2号のいずれの規定にもより難い場合は、機構及び研究機関等が協議して調査を行う機関を決定するものとする。ただし、協議の結果、機構が不正行為等の調査を行うこととなったときは、学協会、研究機関等その他調査を行うことが可能な研究機関等に対し、調査を委託し、又は協力を要請することができるものとする。

第3章 研究機関等における調査

(研究機関等における予備調査及び本調査)

第8条 研究機関等は、前条第2項各号の規定により不正行為等の調査を行う場合、予備調査及び本調査の結果を機構に報告しなければならない。

(研究機関等における調査に関する機構の指示等)

第9条 機構は、不正行為等に係る告発等について調査を行う研究機関等に対し、次の各号に定める事項を求めることができる。

- (1) 告発の場合には告発を受けた日から、告発に準じた取扱いの場合には機構が告発に準じた取扱いを行うことを決定した日(以下これらを併せて「起算日」という。)から30日以内に予備調査の結果を報告すること。
- (2) 本調査の結果を取りまとめた最終の調査報告書を提出すること。この場合において、当該期限は、次のとおりとする。ただし、機構が正当な理由があると認めた場合は、これと異なる期限の設定をすることができる。
- ア 不正行為又は不正受給の告発等に係る本調査については本調査の開始後150日以内
- イ 不正使用の告発等に係る本調査については起算日から160日以内(最大210日以内)
- (3) 前2号に規定する期限までに報告書を提出できないことが見込まれる場合には、中間の調査報告書並びに報告遅延の理由及び調査報告書の新たな提出期限その他機構の指定する事項を記載した書面を当該期限までに提出すること。
- 2 機構は、前項に定めるもののほか、研究機関等による調査について、次の各号に定める事項を行うことができる。
- (1) 研究機関等が予備調査の結果、本調査を行わないことを決定した場合に、研究機関等に再度の予備調査又は本調査を命じること。
- (2) 研究機関等に対し、本調査の方針、対象及び方法等の報告を求め、適宜本調査の進

捜査状況について確認し、必要に応じこれらについて研究機関等に改善を求める。

(3) 最終又は中間の調査報告書の内容が十分でない又は適切でないと認めた場合、再提出を求める。

(4) 機構が研究機関等において現地調査を行うことその他関係者へのヒアリング、資料・データ等の閲覧・調査を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認めるときに研究機関等に対し、必要な指示や協力要請を行うこと。

第4章 機構における調査

(機構における予備調査)

第10条 機構は、第7条第2項第2号又は第3号の規定により不正行為等の調査を行う場合、予備調査を行い、本調査を行うか否かを決定する。

2 機構は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を告発者及び被告発等対象研究者等に通知し、本調査への協力を求めるとともに、被告発等対象研究者等の所属機関に通知するものとする。ただし、通知することが不適当と機構が判断した場合は、この限りでない。

3 機構は、本調査を行わないことを決定したときは、その旨を告発者に通知するものとする。

(調査委員会)

第11条 機構は、前条の規定により本調査を行うことを決定したときは、調査委員会を開催する。

2 調査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長を理事とし、委員を担当執行役、総務部長、経理部長及び研究公正・法務部長とするほか、理事長が必要に応じて役職員を委員に指名し、又は外部有識者を委員に委嘱することができる。

4 委員長及び委員は、告発者又は被告発等対象研究者等若しくは調査対象となる研究機関等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

5 この規則に定める事項のほか、調査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委員の通知及び異議申立て)

第12条 機構は、調査委員会を開催することとしたときは、委員長及び委員の氏名及び所属を告発者及び被告発等対象研究者等に通知するものとする。

2 告発者及び被告発等対象研究者等は、機構が示した委員長及び委員の構成に異議があるときは、あらかじめ機構が定めた期間内に異議申立てをすることができる。

3 前項の規定に基づき異議申立てがあった場合、機構は異議申立ての内容を審査し、委員長及び委員を交代するか否かを決定し、その結果について告発者及び被告発等対象研究者等に通知するものとする。

(機構における本調査)

第13条 調査委員会は、第10条第1項の規定により決定した本調査を行うものとし、不正行為等が行われたか否か、関与した者、関与の程度及びその他の必要な事項について調査する。この場合において、調査委員会は、第21条第7項に定義する国のガイドライン等を参照し、調査を行うものとする。

2 調査委員会は、研究機関等に調査の一部又は全部を委託し、又は調査を実施する上で必要な協力を求めることができる。

3 調査委員会は、必要に応じて、機構の主管部署、告発者、被告発等対象研究者等その他機構が必要と認める者に報告又は情報提供を求めることができる。

(弁明の聴取)

第14条 調査委員会は、被告発等対象研究者等に書面又は口頭による弁明の機会を与えるなければならない。

2 調査委員会は、告発等が悪意(被告発者が不正行為等を行っていないことを知りながら、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究活動を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する研究機関等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づくものか否かを認定するに当たっては、告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為等の認定)

第15条 調査委員会は、本調査の結果を取りまとめ、不正行為等が行われたか否か、更に、不正行為等が行われなかつたと認定した場合において調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは併せてその旨を認定し、理事長に報告するものとする。

(調査結果の通知)

第16条 機構は、告発者、被告発等対象研究者等その他機構が必要と認める者に対し、本調査の結果として前条の認定内容を通知するものとする。

(不服申立て)

第17条 不正行為等を行つたと認定された被告発等対象研究者等及び悪意に基づいて告発等を行つたと認定された告発者は、その認定に不服がある場合は、前条の通知を受けた日から30日以内に機構に不服申立てをすることができる。

2 前項の規定に基づき不服申立てがあつた場合、調査委員会は不服申立ての内容を審査し、

再調査するか否かを決定するものとし、結果について告発者及び被告発等対象研究者等に通知するものとする。

第5章 調査中の一時的措置

第18条 機構は、研究機関等又は機構が本調査を行うことを決定した日(不正行為等の事実が確認された時はその日)以降で機構が適當と認める日から第21条に規定する措置が行われるまでの間、被告発等対象研究者等及び研究機関等に対し、競争的資金等の支出停止、使用停止、申請課題の採択留保、採択決定後の競争的資金等の支出留保その他必要な措置を講じることができる。

- 2 不正行為等が行われなかつたと研究機関等又は機構が認定した場合、機構は、前項の規定により行った措置を解除するとともに、被告発等対象研究者等の名誉を回復する適切な措置を講じるよう努めるものとする。

第6章 不正行為等と認定された場合の措置

(措置検討委員会)

第19条 機構は、研究機関等又は機構による本調査の結果不正行為等が認定された場合の措置を検討するため、不正行為等にかかる措置検討委員会を設置する。

- 2 措置検討委員会は、次条に定める者に対してとるべき措置を検討し、その結果を理事長に報告する。
- 3 措置検討委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 4 措置検討委員会は、委員長を理事、委員を担当執行役、総務部長、経理部長及び研究公正・法務部長とし、必要に応じて、役職員を委員に指名し、又は外部有識者を委員に委嘱することができる。
- 5 前項に定める委員長及び委員は、告発者若しくは被告発等対象研究者等又は次条第3号で定義する被認定者若しくは次条第3号で定義する被認定研究機関等及び次条第4号で定義する報告遅延研究機関等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 6 この規則に定める事項のほか、措置検討委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(措置の対象)

第20条 機構は、措置検討委員会の報告に基づき、次の各号に掲げる者又は研究機関等に對して必要な措置を行う。

- (1) 不正行為に關与し、又は責任を負うと研究機関等が認定した次に掲げる者
 - ア 不正行為があつたと認定された研究に係る論文等において、不正行為に關与したと認定された著者(共著者を含む。以下同じ。)
 - イ 不正行為があつたと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、當該不正行為

に関与したと認定される者

ウ 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者

(2) 不正使用及び不正受給に関与し、又は責任を負うと研究機関等又は機構が認定した者等

(3) 前2号に定める者(以下「被認定者」という。)による不正行為等が行われた研究機関等(被認定者の監督等につき、研究機関等が無過失である場合を含む。以下「被認定研究機関等」という。)

(4) 第9条第1項第2号に基づく調査報告書の期間内の提出を正当な理由なく遅延したと機構が認定した研究機関等(以下「報告遅延研究機関等」という。)

(措置の実施)

第21条 機構は、措置検討委員会の報告に基づき、被認定者に対して、競争的資金等への研究代表者(研究機関等から機構に提出する研究開発計画書(以下「研究開発計画書」という。)において、競争的資金等による研究活動の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者をいう。)又は研究分担者(研究開発計画書において、研究代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者をいう。)としての申請資格及び参加資格を制限することができる。

2 機構は、措置検討委員会の報告等に基づき、被認定研究機関等に対して、次に掲げる措置を行うことができる。

(1) 被認定者に係る競争的資金等の交付決定の取消し

(2) 不正行為等に該当する競争的資金等の一部又は全部の返還

(3) 不正行為等に該当する競争的資金等における翌年度以降の間接経費措置額の削減
(ただし、研究機関の体制整備等に改善を求める必要が確認された場合に限る。)

(4) 翌年度以降の競争的資金の配分の停止(ただし、前号の措置の実施中において、なお体制整備等の不備について改善が認められない場合に限る。)

(5) 各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める措置

3 機構は、措置検討委員会の報告に基づき、報告遅延研究機関等に対して、次に掲げる措置を行うことができる。

(1) 不正行為等に該当する競争的資金等における翌年度以降の間接経費措置額の削減
(2) 被認定者が自らの責任を果たさないことにより報告書の提出が遅延した場合において、当該被認定者が関わる競争的資金等の採択又は交付決定の保留、交付停止、研究機関等に対する執行停止の指示

4 第1項における資格制限期間は、不正行為等の内容等を勘案しつつ、不正行為については別表第1に、不正使用及び不正受給については別表第2に、それぞれの柱書に掲げる範囲内で、措置検討委員会の報告を踏まえて決定する。

5 機構は、第1項から第3項までに定める措置を行うことを決定したときは、関係府省に報告した上で、措置の対象とする被認定者、被認定研究機関及び報告遅延研究機関並びに告発者その他必要と思われる者に通知する。

6 機構は、第1項に定める措置のほか、研究機関等に対し、次項で定義する研究活動における不正行為及び公的研究費の管理・監査等に関する国の方針等(以下これらを併せて「国の方針等」という。)を踏まえ、必要な措置を講じることができる。

7 前項にいう「国の方針等」とは、研究活動における不正行為及び公的研究費の管理・監査等に関する国が策定する指針及びガイドライン等(改正がなされた場合は最新のガイドライン等に読み替えるものとする。)を総称している。この場合において、この規則に基づきガイドラインを参照し、又は適用する場合は、被認定者の参画する課題が属する事業の財源に応じて対象となるべきガイドラインを特定して行うものとする。

(競争的資金制度に係る制限)

第22条 機構は、国の行政機関及び配分機関が所掌し、かつ、内閣府に登録される競争的資金制度において不正行為等により一定の期間これらの機関による競争的資金制度への申請及び参加資格の制限に関する措置を受けた研究者等について、当該措置の期間、競争的資金等への研究代表者又は研究分担者としての申請資格及び参加資格を制限することができる。

2 前項に定めるもののほか、機構は、国の行政機関及び配分機関が所掌し、かつ、その原資の全部又は一部を国費とする研究資金(公募型非競争的資金及び運営費交付金を含むがこれらに限られない。)において不正行為等により一定の期間これらの機関による研究資金へ申請及び参加資格の制限等に関する措置を受けた研究者等を知り得たときは、同項の規定に準じて取扱うものとし、当該研究者等に対し、同項に規定する制限を講じることができる。

3 第3条における各定義にもかかわらず、この条においては、「不正行為」、「不正使用」及び「不正受給」を総称する「不正行為等」とは、国の行政機関及び配分機関等により配分された研究資金において行われたものを意味するものとし、「研究者等」とは国の行政機関及び配分機関の配分する研究資金による研究活動又はそれに付随する事務に従事する者を意味するものとする。

(損害賠償の請求)

第23条 機構は、被認定者及び被認定研究機関等に対し、機構が被った損害について賠償の請求を行うことができる。

(告訴又は告発及び訴訟)

第24条 機構は、不正行為等に関して、司法当局への告訴、告発、訴訟の提起等が必要と認めたときは、速やかに所要の手続をとるものとする。

- 2 機構は、第21条第1項から第3項までの規定に基づく措置を決定する前に、不正行為等の認定について訴訟が提起された場合、判決を待たずに措置を行うことができる。
- 3 機構は、裁判において不正行為等の認定がなされなかったときは、直ちに措置の撤回又はそれに相当する措置を講ずるものとし、被認定者の名誉を回復する適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第25条 機構は、不正行為等の措置を実施するときは、国のガイドライン等に従い、これを速やかに公表するものとする。

- 2 前項において、被認定者が他機関等に異動し、当該機関において不正行為等の事実がないときは、当該機関名及び所属等を公表しないものとする。

第7章 告発者等の保護、職員の責務その他

(告発者及び被告発者の保護)

第26条 機構は、告発が悪意に基づくものであることが判明した場合を除き、告発者に対し、単に告発したことのみを理由として、機構に係る研究活動の停止、中止又はその他の不利益な取扱いをしてはならず、また、機構は研究機関等に対し、告発者に対して単に告発したことのみを理由として当該研究活動における解雇、停職、降格、減給、懲戒処分及びその他不利益な取扱いをしてはならないことを指示するものとする。

- 2 機構は、被告発者に対し、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみを理由として、機構に係る研究活動の停止、中止又はその他の不利益な取扱いをしてはならず、また、機構は、研究機関等に対し、被告発者に対して相当な理由なしに単に告発がなされたことのみを理由として解雇、停職、降格、減給、懲戒処分及びその他不利益な取扱いをしてはならないことを指示するものとする。

(悪意に基づく告発の防止等)

第27条 機構は、悪意に基づく告発を防止するため、告発は原則として第5条第2項第1号及び第2号に掲げる事項を明示して行う必要があること、告発者に調査への協力を求める場合があること、調査の結果悪意に基づく告発であったと認定された場合には氏名の公

表、懲戒処分、刑事告発等があり得ること等をあらかじめ周知するとともに、告発があつた場合には告発者にその旨を伝えるものとする。

2 機構は、告発に係る調査の実施を研究機関等に要請するため、当該研究機関等に告発内容を開示する場合があることをあらかじめ周知するとともに、告発があつた場合には告発者にその旨を伝えるものとする。

(秘密保持義務)

第28条 機構は、措置結果を公表するまで、告発者、被告発等対象研究者等、告発内容、調査内容等について外部に漏えいしないよう、役職員等並びに調査委員会及び措置検討委員会・証言を行った者等の秘密保持を徹底しなければならない。

第8章 雜則

(雑則)

第29条 この規則に定めのない事項については、国のガイドライン等に沿って、適切に対応するものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月19日規則第34号)

この規則は、平成28年2月19日より施行する。

附 則(平成28年11月2日規則第74号)

この規則は、平成28年11月2日から施行する。

附 則(平成29年11月21日規則第95号)

この規則は、平成29年11月21日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第102号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第21条関係)

認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間

不正行為に係る資格制限の対象者		不正行為の程度	資格制限期間
不正行為に 関与した者	1 研究の当初から不正行為を行なうことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
研究に係る論文等の著者	2 不正行為があった研究に係る論文等の責任者、代表執筆者はこれらの者と同等の責任を負うものと認定された者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
	上記以外の著者		2~3年
3 1及び2を除く不正行為に 関与した者			2~3年
不正行為に 関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年	
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年	

別表第2(第21条関係)

機構が措置を決定した日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正使用及び不正受給の内容等を勘案して相当と認められる期間

不正使用及び不正受給の内容等	資格制限期間
1 競争的資金等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、かつ、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 競争的資金等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、かつ、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2~4年
4 1から3までにかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として採択される場合	5年
6 競争的資金等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1~2年

※1 次の場合は、資格制限を課さず、厳重注意を通知する。

- ・ 1～4において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ、不正使用額が少額な場合
- ・ 6において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※2 6については、善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度を勘案して定める。